

化学物質の管理



▣ 「化学物質ガイドライン」の運用と管理

▣ アスベスト問題への対応

▣ 解体時の適正なフロン回収

▣ PRTR—工場で使用する化学物質の管理

「化学物質ガイドライン」の運用と管理

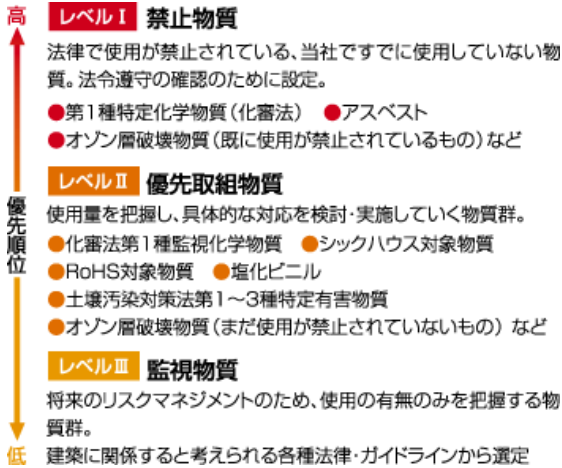
独自の「化学物質ガイドライン」を運用し、管理しています

化学物質は耐久性の向上などに役立つ反面、使い方を誤ると環境や生物に悪影響を及ぼすことがあります。当社では、住まいづくりのすべての段階でそうした化学物質を適正に管理し、必要に応じて段階的に削減・排除する取り組みを進めています。

当社は、法規制を遵守するとともに国や自治体、業界団体等で制定されたガイドラインに適切に対応してきましたが、2007年度からは、リスク管理の観点を加えた独自の「化学物質ガイドライン」を策定して運用しています。

このガイドラインでは膨大な数の化学物質を現実的な運用とのバランスを考慮し、下図のように3グループに分類しています。

化学物質の管理レベル



六価クロムに対する取り組み

2008年度に主な鋼材サプライヤーに対して、主に鋼材の防錆被膜に使用される六価クロム削減に関する進捗状況をヒアリングしました。それを踏まえて継続的に性能検証等を継続して進めていますが、生活環境上の直接的なリスクは低いこと、性能評価に時間が掛かることなどから、経済面とのバランスも考慮しながら、長期的視点での検討を進めていきます。

室内空気環境配慮住宅「ケミケア仕様」の普及

レベルⅡの優先取組物質に対する取り組みがポイントですが、中でも依然、社会の関心が高いシックハウス原因物質の削減に注力し、ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンの放散速度を低減させ、厚生労働省の指針値の2分の1以下の濃度を目指した「ケミケア仕様」の普及に努めています。

リスク管理徹底、基準をクリアする部材のラインナップを拡充・整備に努めます

これからも「化学物質ガイドライン」に基づき、適宜、リスクに応じて対応を検討していきます。中でも当面は、「ケミケア仕様」の普及に努め、実際に販売する物件での展開や、基準をクリアする部材群のラインナップ拡充・整備を進めます。

- 関連項目
- ▶ 「ケミレスタウン®プロジェクト」(P.82)
 - ▶ 「ケミケア仕様の普及」

■アスベスト問題への対応

アスベストは安定した性質で高い不燃性、断熱性、耐熱性を持つことから、かつては建材をはじめブレーキパッドや化粧品にいたるまで広範囲に使用されていました。しかし、肺に吸い込むと石綿肺、肺癌、中皮腫などを引き起こす危険性が明らかになり、現在は使用されていません。

当社は法規制に先駆けて代替材料への変更を進め、現在はアスベスト含有建材を使用しておりません。

過去に当社が使用していたアスベストを含む主な建材は下表の通りで、すべて「非飛散性アスベスト製品」です。これらはアスベストが建材中に固定されているため、日常生活で建材由来のアスベストを吸い込むことはありません。

なお、住宅の解体に当たっては、石綿障害予防規則および建設リサイクル法に則した解体方法を徹底し、アスベスト飛散防止措置を講じています。また、アスベスト飛散の気中濃度測定も自主的に行い、大気汚染防止法に定める敷地境界での基準(10本/1リットル)および石綿障害予防規則で定められた作業者の個人暴露基準(0.15本/cm²)を超えないことを確認しています。

当社が過去に使用していたアスベストを含む主な建材			
部位	建材名	主な用途	石綿含有製造時期
内装	アスベール	キッチン・バスコアの壁	'94年9月以前
	Fパネル	外壁材	'00年1月以前
	SGパネル	外壁材	'95年7月以前
外装	サイディング類	外壁材	'89年2月以前
	アスロック	アパート廊下、階段	'99年4月以前
	軒裏石綿板・サイディング	軒天仕上げ材	'95年7月以前
屋根	カラーベスト・フルベスト	屋根葺き材	'01年10月以前
	かわらU、かわらCITY	屋根葺き材	'90年7月以前

■解体時の適正なフロン回収

適切に回収できるように、建物所有者をサポート

フロンは、エアコンや電気冷蔵庫の冷媒のほか、断熱材の発泡剤などさまざまな用途に使用されていますが、大気中に放出されると、はるか上空の成層圏まで達し、オゾン層を破壊してしまうため現在は国際的に使用が規制されています。

国内においても、改正フロン回収・破壊法で定められた業務用冷凍空調機器（エアコンや冷蔵庫など）を処分する場合は、その所有者がフロン類回収業者に依頼、引き渡し、費用を負担することが定められています。また、家電リサイクル法でも家庭用エアコンを処分する場合は排出者が小売業者に収集運搬料金やリサイクルのための費用を負担する役割が課せられています。

当社では解体工事において、これらの法で指定された機器の有無を事前に確認し、建物所有者の責務をお伝えし、法に従った確実な処理が行えるようにサポートしています。

また、社内でも環境関連法の研修などを通じ、フロン回収に関する法律について従業員の知識向上を図り、よりの確かなサポート体制を充実していきます。



解体時の事前説明用資料

PRTR—工場で使用する化学物質の管理

全工場でPRTR法対象物質の管理を徹底しています

当社は、1997年度から(社)日本経済団体連合会が実施する「PRTR調査」に参加し、全工場の化学物質の移動量と排出量を報告していました。

2002年度からは、わが国でPRTR法※による報告が義務化され、法に基づいて年度ごとの届け出を行っています。2009年度(2009年4月～2010年3月)に当社工場で使用したPRTR法対象物質のうち、報告義務のある物質の排出量と移動量は下表の通りです。

※ PRTR法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律。一定の条件に合致する事業者は、指定された化学物質の排出量と廃棄量について、年1回の報告が義務付けられている。

PRTRデータ

2009年度データ(対象期間：2009.4～2010.3 単位：kg/年)

対象化学物質	CAS No.	取扱量	排出量			
			大気への排出	水域への排出	土壌への排出	当該事業所における埋立処分
亜鉛の水溶性化合物	NONE	8916	0	0	0	0
エチルベンゼン	100-41-4	11500	11500	0	0	0
キシレン	1330-20-7	99934	99934	0	0	0
スチレン	100-42-5	2605	0	0	0	0
トルエン	108-88-3	322046	287323	0	0	0
マンガン及びその化合物	NONE	9306	352	0	0	0
合計		454307	399109	0	0	0

対象化学物質	移動量	
	下水道への移動	当該事業所への移動(廃棄物処理)
亜鉛の水溶性化合物	0	1117
エチルベンゼン	0	0
キシレン	0	0
スチレン	0	0
トルエン	0	4533
マンガン及びその化合物	0	2544
合計	0	8194

■ PRTR法指定化学物質の排出・移動量

